

令和3年10月1日

地域ケアプラザご利用様 各位

東山田地域ケアプラザ  
所長 堂前 裕子

### 緊急事態宣言解除に伴う施設利用方法の一部変更について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃より当ケアプラザの運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急事態宣言解除に伴い、10月1日より施設利用時間及び利用方法を下記の通り変更することとなりましたので、お知らせいたします。

#### 1. 施設の利用について

##### (1) 開館時間

平日・土曜日 9時～18時

※利用希望月の前月1日～15日の間に利用申請があれば、21時まで使用可能

日曜・祝日 9時～17時

##### (2) 施設利用人数について

利用人数については、感染予防対策を十分に実施していただいたうえで、下記の定員以内いたします。

多目的ホール	<u>50名</u>
ボランティアルーム	<u>12名</u>
調理室	<u>8名</u>

##### (3) お願い

- ① ご自宅での検温をお願いします。体調不良の場合は活動をお控えください。  
活動代表者の方は、参加者の健康状態や緊急時の連絡の把握をお願いいたします。  
(参加者の氏名、連絡先、ケアプラザでの検温結果を所定の用紙にご記入いただきます。)
- ② 入館時には手指の消毒をお願いいたします。
- ③ 館内でのマスクの着用をお願いいたします。
- ④ 室内は換気を十分に行ってください。
- ⑤ 使用後は、掃除消毒のご協力をお願いします。
- ⑥ 万一、感染が確認された場合の追跡調査にご協力をお願いいたします。
- ⑦ その他、感染防止に必要な対応をさせていただく場合があります。

## 2. 地域包括支援センターの来所相談受付時間について

平日・土曜日 9時～18時

日曜・祝日 9時～17時

※職員が不在の場合がございますので来所される前にお電話をいただければと思います。

### 【問い合わせ先】

東山田地域ケアプラザ

電話：592-5975

担当：小後摩（おごま）